

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、福居委員から欠席する旨の、上村委員から遅れる旨の届出がありました。

それでは、会議を進めていきたいと思えます。

1点目、建設に関する事項についてを議題といたします。

まず、市営住宅家賃の誤りについて、及び、特定空家等の所有者等に対する勧告の実施について、以上2件について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 建築部から2件の報告事項がございますので、続けて報告してまいります。

初めに、市営住宅家賃の誤りについてであります。

これは、令和4年度の市営住宅家賃の算定業務を行っていたところ、平成31年度から3年間にわたる市営住宅家賃の請求額に誤りがあったことが判明したものであります。本件に関して、入居者、その他の関係者に対し、御迷惑をおかけする事態となりましたことについて、深くおわび申し上げます。

対象の市営住宅は、豊岡4条3丁目の東豊団地で、現在入居している7世帯と、既に退去している1世帯の合計8世帯であります。このうち6世帯は、平成31年4月から令和4年3月までの36か月間、残る2世帯は、令和2年4月から令和4年3月までの24か月間及び平成31年4月から令和元年10月までの7か月間にわたり、それぞれ1世帯につき毎月2千800円少ない額で請求しておりました。いずれも、市営住宅家賃の決定後、家賃の請求に係る通知書を作成する際に入力ミスがあったもので、3年ごとに行われる固定資産税の評価替えに合わせて見直しを行う係数の入力を誤ったことが原因であり、平成31年度の見直しの際、0.85とすべき係数を誤って0.5と入力したもので、その後の家賃の請求の際にも確認が不十分なまま通知していたものであります。

対象の8世帯に対しては、令和3年12月24日までに、市営住宅家賃の請求額の誤りについて謝罪と内容の説明を行うとともに、家賃の追加納付が必要であること、及び、分割による納付が可能であることなどについて説明したところであります。

今後は、複数の職員で通知する家賃の確認を行うなど、同様の誤りが生じないように、再発防止に努めてまいります。

次に、特定空家等の所有者等に対する勧告の実施についてであります。

今般、勧告の対象となった特定空家等は、旭川市末広地区にある昭和36年建築の木造2階建て住宅で、登記上の名義人は死亡しており、相続人が2名おりますが、このうち1名は所在が不明であります。

特定空家等は、道路への落雪や屋根材の飛散のおそれがあり、平成19年から相続人に対して、適切な維持管理を行うよう繰り返し助言、指導を行ってきたところでありますが、何ら措置が講じられることなく放置された状態が続いております。令和元年には、所在が不明な相続人に代えて不在者財産管理人選任の申立てを行い、もう1名の相続人との間で、当該土地及び建物の売却に向けた話し合いを行いました。売却金額の折り合いがつかず、話し合いは不調に終わっております。

このような経過で対策を講じてまいりましたが、今後の進展や課題解決の見通しがつかないこと

から、今般、相続人等に対し、令和4年2月9日までに当該特定空家等を除却するよう勧告を行ったものであります。なお、期限までに除却されない場合には、建物の除却を命令し、さらに除却が行われない場合には、行政代執行により市が除却することを想定するものであります。

建築部からの報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

○高橋紀博委員 市営住宅家賃の誤りについて、幾つか質問がありますので、お願いいたします。

この課題は、衣食住というところと言えば住ということで、生活、暮らしというところに非常に大きく関わってくる問題です。ただ、今回の問題は、住だけではなくて、衣食住を含めた生活者の生活全般に関わる非常に大きな案件ではないかなというふうに私は受け止めておりますので、そういったことを踏まえて、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

今、御説明がありましたとおり、システムへの入力を間違っただけにこういったことが起きたということでもありますけども、なぜ、そういったことが起きているのかということについて、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○村椿建築部市営住宅課長 市営住宅の家賃は、公営住宅法及び公営住宅法施行令におきましてその算定方法が定められておりまして、収入に応じて8区分されております家賃算定基礎額に、応益係数と呼ばれる数値を乗じて得た額が家賃となります。

この応益係数は、立地係数、規模係数、経過年数係数及び利便性係数の4つの係数で構成されておりまして、立地係数は、国が市町村ごとに定める数値であり、規模係数は、住宅の床面積を65平方メートルで除した数値、経過年数係数は、建設時からの経過年数に応じて国が定める数値であり、利便性係数は、公営住宅の存する区域及び周辺の地域の状況と公営住宅の設備を勘案して、市町村などの事業主体が定めることとされております。

このたびの誤りは、家賃決定後の通知書を作成する際に、利便性係数の入力を誤り、その後の確認が不十分なまま家賃を通知していたことにより生じたものでございます。

○高橋紀博委員 では、利便性係数ということでもありますけども、その利便性係数というものはどのようなもので、なぜ、その部分に誤りというものが生じたのか、また、この家賃自体は、毎年度算定されているというふうに思うんですけども、それがなぜ3年間にわたって誤ったまま、気づかないまま進んできたのかということについて、お聞かせください。

○村椿建築部市営住宅課長 利便性係数は、公営住宅法施行令におきまして、公営住宅の存する区域及び周辺の地域の状況と公営住宅の設備を勘案して、市町村などの事業主体が定めることとされておりまして、本市におきましては、公営住宅の存する区域及び周辺の地域の状況を勘案した数値については、市営住宅の存する地域の固定資産税評価額を基に算定しており、公営住宅の設備を勘案した数値につきましては、浴室、トイレ及びエレベーターの有無により算定し、旭川市営住宅条例施行規則に定めております。

このたびの誤りは、家賃決定後の請求に係る通知書作成の際、利便性係数の入力ミスがあったもので、固定資産税評価額の変更があった3年前に、東豊団地の係数の入力を誤ったものでございます。家賃は、入居者の収入に応じて算定することから、毎年度決定しておりますけれども、利便性係数は、固定資産税の評価替えに合わせて3年に一度見直しており、3年間は変更がないことから、入力した数値について毎年度確認を行うことなく、3年間誤りに気づけなかったものでございます。

○高橋紀博委員 今回の答弁では、3年間気づかなかったのは、固定資産税の評価額を見るのが3年ごとだと。それが毎年あるわけではないから、その部分は気づかないまま3年たったということだったのかと思います。また、条例に基づいてということも出てきたかと思います。

今回、その誤りによって家賃に相違が生じているという世帯が8世帯ということでありますけども、当然、条例ということもあって、過去の分に遡った形で家賃を納付してもらわなきゃならないということになっているのではないかなというふうに思います。そのことについて、8世帯の方々は皆さん納得して受け止められているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○村椿建築部市営住宅課長 市が通知した家賃と正しい家賃の差額の納付につきまして、対象の世帯が納得しているかどうかということにつきましては、世帯によって異なっておりまして、市の説明に納得して、すぐに支払うと言ってくれた世帯や、市の説明を理解し、支払い方法について今後協議していくという世帯がございます一方で、市が誤ったという経過から、追加で納付することに納得が得られておらず、家賃の算定方法や、市が誤った原因などについて説明を繰り返し行っている世帯もいるところでございます。

○高橋紀博委員 先ほどの説明の資料で見ても、それぞれに入居期間で差額の生じ方というのも違うかと思いますが、世帯ごとに、収入ですとかいろいろな条件があって、みんなが同じ状況ではないというふうには受け止めております。

実は、この対象になっている全世帯ではなくて、1世帯の方から私のところに相談が来ました。話を聞いてほしいということで、相談がありまして、私は話を聞いてまいりました。その方の話になりますけども、昨年12月下旬、市の担当者の方が、家賃の誤りですとか追加というものが発生するんだと、そういったことの説明をしに来たということでもあります。そのときの状況ですとか対応だとか、そういったところもいろいろ話を聞いて、私もそうだなというふうに思ったところなんですけども、そもそも、この間違いが生じて、それを説明するような文書と計算方法の書面だとか、そういったものを提示して話をしている、できるだけその人たちに理解をいただきたいという思いでやっているというふうに、私もそれは分かるんです。しかし、家賃というものは毎年度決定されて、通知書みたいなものがあってということをやっているかと思うんですけども、それを今回、3年遡って請求していくということであれば、まず、請求する通知というか、ただ説明文書ではなくて、正式な形で、決定通知書と対等のようなきちっとしたものがあって、こういった家賃になるんだというものを通知するということが大事じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○村椿建築部市営住宅課長 このたびの家賃の誤りの判明後、速やかに、入居者等の関係者におわびと説明を行ったところでございますけれども、誤りのあった平成31年度、令和2年度及び令和3年度のそれぞれの家賃決定につきまして、これらを取り消した上で、今後、各年度の正しい家賃の決定を通知する考えでございます。

○高橋紀博委員 今後ということで、その部分もまず速やかにしていかなければと。

その住民の方は、そのときの状況とかがいろいろあってなんですけども、そういったことの説明を受けたときに、一人で住んでいる高齢の方ですから、息子さんに、市からこういう話が出てきたということを言ったら、息子さんはそれを見て、これは詐欺じゃないか、これは本当にそうなのかと。家賃が下がっているのは事実ですから、いきなりその差額を払ってほしいということで説明があったけども、ただ、それについての紙だけで、これは詐欺だからまずいぞと、本当に家族の中で

そういう話になって、逆に、市のほうに相談に行ったら。そうしたら、市が定期的にやっている弁護士さんの相談のときに行ったらいいということで、弁護士さんにもその話をしてきたと、もうそれぐらいの状況になっているんですね。だから、住民は、毎年、毎年、家賃はこれだけですよという決定通知があって、それに基づいて家賃を支払ってきているにもかかわらず、ただそれが違ったということの説明だけで終わっている。その部分は、正式にこういった形だということを示すということがまず重要ではないかなというふうに思って、今、質問させていただきました。

まず、これはもう市が入力間違いということで行って、法に基づいて計算された家賃はこれだけですということはこの3年間、毎年度通知してやってきたということであります。それに対して、今になって、実は間違っていたんですけど何とかその分を払っていただけませんかということになっても、民間の契約でしたらそういったことにはならないと思うんですね。契約を更新したときに、今度、家賃はこれだけですとそこで契約書を交わしたら、もうそれは契約になるので、それが何年もたって、間違っていたからといってそれを払わなきゃならないのかとなれば、相当な問題になるのではないかなと思います。

実際、それをやっぱりその方々は払わなきゃならないのかということで、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○村椿建築部市営住宅課長 市が、今回追加で家賃の納付を求めますのは、市が通知した家賃が誤っていたことによるものではございますが、市営住宅の家賃は、公営住宅法などにおいて算定方法が定められているものでありまして、市営住宅の入居者には、これらの規定に基づき決定した家賃を納付していただく必要があります。また、他の入居者もこれらの規定に基づき決定した家賃を納付しているという公平性の観点からも、追加で家賃を納付していただく必要がございます。

○高橋紀博委員 納付をしていかなきゃならないと。公平性というか、逆にその方だけを減免するような形にはできないという意味だと思いますけども、改めて、市営住宅というものを市が設置している、その目的についてお聞かせいただきたいと思います。

○村椿建築部市営住宅課長 市営住宅は、住宅に困窮する所得の低い世帯に対し、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として設置しております。

○高橋紀博委員 要するに、生活に欠かせない住の部分に困窮する所得が低い世帯に対して、住宅というものを確保するために、市が設置しているということだと思います。

本来の家賃に対して、今回の場合でしたら、さらに過去の分の家賃の差額も今後払っていかなきゃならないという状態になっているんですね。市営住宅の家賃というのは、収入に応じて算定されている、所得で区分されているということもあるので、私は、その人の個人情報とかもありますから、あえて具体的にはお話ししませんが、3年前に家賃が変わりました。それまで大きく変わることなくやってきていた。それが3年前に下がったんだけど、その方の家賃で言えば、計算すると、それまで払った家賃の4割下がっているんですよ。これは、仮にその方が、家賃5千円で市営住宅でずっと長年生活してきた、それが、3年前に新たな通知が出されたときに、これからは家賃が3千円になりますよということですよ。そうしたら住民の方は、もう建物も古いし、家賃も見直されたのかなど。分からないですよ、細かい内容は分からない、係数がどうのこうのというのがないわけですから。ありがたいですよ、5千円が3千円になったというのは。そして、3千円で3年間やってきたら、実は5千円が正解だったんですよ、こっちが勝手に3千円と言って

いたんですよ、なので、この後、まず、家賃は5千円というふうに戻させていただけないでしょうかということだと思うんです、これは誤りだと。それで、3千円を5千円にまた戻すという形です。なおかつ、この間、3年間にわたって不足していた分も納めていただきたいんですと。

所得が低くて、そういった状況で生活している人に対してそれをやるということは、非常にやっぱり重たいことではないかなと。今、仮に5千円と設定してお話しさせていただいていますけども、一般の生活をしている人にしたら、家賃5千円で生活するといったらやっぱり少ないですよ。大体5万円とかの桁だと思う、ゼロが1つ違うと思うんです。5万円の家賃で契約して払っているところが、事情云々はなしで、今度は3万円になりますよと言われて、ありがたいですと。そうしたら、今度は3万円の生活が始まっているんですよ、家計のやりくりが。それを続けてきたのに、突然、いや実は5万円だったんですよと言われて、でしょ、おかしいと思ったんだ、だから2万円使わないで置いておいたんですよなんて言う人はいないと思うんですよ。もう3万円を基準に生活をしてきていると思うんです。それを5万円に戻さなきゃならんとなれば、また前の生活かなとなるかもしれないけど、さらにその差額を3年間分となれば、2万円を3年分だと今度は幾らになるかといったら、70万円、80万円というお金を用意してくださいということになってくる。それを分割してもいいですからとなっても、2万円ずつ返していって3年かかるんですよ。1万円にして6年、5千円にして12年返していかなきゃならない。3万円の家賃で3年間生活したところが5万円になって、なおかつ2万円だと7万円払わなきゃならないんですよ。または6万円払わなきゃならない、5万円払っても返したことになるんですよ。

家賃5万円で生活している人にしたら、2千円は少額の話かもしれないですけども、その人にとっては2万円の話と同じことなんです、そういう生活をして、市営住宅でお世話になっているという方には。これは非常に大きなことだと思うんですよ。なので、できるだけこれを回収しなきゃならないということであれば、本当にその生活している人たち、そこの世帯の人たちに寄り添った形で、その人たちが困惑するようなことがないように、それはもうどうしても簡単に譲る話にはならないと思いますので、本当に最大限の配慮というものをさせていただかないと、生活全体に関わってくる問題になりますので、その部分を指摘する形でこの質問は終わらせていただきたいと思います。

これは、住宅だけの問題ではないと思いますので、いろんなところでこういった間違いは起きる話ですけども、やっぱり、間違いで済む問題とそうではないこともあると思いますので、重たく受け止めて、配慮した形でやっていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思いますけど、何かありますか。

○中野建築部長 ただいま委員から御指摘がありましたように、市営住宅の入居者は、所得が低いから市営住宅に入るということで、かなり厳しい生活をされているんだというふうに思っておりますし、そういう方々に対して、今までの家賃以上に過去の分まで遡ってという話で、本当に御指摘のとおり、追加請求することについては心苦しいことだなというふうに考えております。

しかし、市営住宅の家賃は、法律や施行令でも明確に算定の方法が定められておりますので、これを減額するということはできないことなんだという判断をしているところでございます。

今回の家賃の誤りについては、市が決定した家賃と通知する際の金額の確認不足によるものであります。一方的に本市による不適切な事務処理によって起こったものでありますので、まずは、本

来の家賃の支払いが必要であることについて十分に説明を重ね、納得いただけるよう努めてまいりたいと考えています。また、その支払い方法については、なるべく負担を軽減させるというような観点で、分割の回数や1回当たりの金額、支払いの期間などについて、過度な負担にならないような、丁寧な協議を進めていきたいと思っておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○高橋紀博委員 丁寧にやっていくということは必要なことだし、それは当然お願いするんですけども、感情的なところになるかと思うんですけども、その住民の方は払わないって言っているわけじゃないし、それを減らせということではない、払わなきゃならないものは払うと。ただ、その人の心情は、家賃の未払いだとか、自分が払っていないというような形ではなくて、市が間違っただけで算定した分を払っているんだと。自分が未払いにしているんじゃないということも、払い方の中には明確にしてほしいというようなことも言っておりましたので、そのこともお伝えして質問を終わりたいと思います。丁寧によろしくお願いいたします。

○まじま委員長 他に、委員の皆様から御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、旭川市雪対策基本計画の改定案に対する意見提出手続の結果について、及び、除排雪の状況等について、以上2件について、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 土木部からは、雪対策について2件報告がございます。

まず、旭川市雪対策基本計画の改定案に対する意見提出手続の結果について、御報告申し上げます。お手元にお配りしております資料、旭川市雪対策基本計画改定案に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方を御覧ください。意見提出手続で寄せられた御意見と、それに対する本市の考え方をまとめたものでございます。

昨年11月26日開催の建設公営企業常任委員会におきまして、改定案に係る意見提出手続の実施について御報告したところでございますが、昨年11月22日から12月23日までの期間で意見募集を行った結果、2名の方から、除雪業務評価制度に関する事など計14件の御意見をいただいたところでございます。内容につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、どちらもおおむね改定案と同様の内容でありますことから、御賛同いただいたものと考えております。

いただいた御意見には、本市の考え方を付し、意見提出者に回答したほか、本市ホームページに掲載するとともに、雪対策課のほか、市政情報コーナー、各支所及び公民館等においても配布しているところでございます。

今後、本年1月21日に予定している令和3年度第4回審議会において、改定案の確定について審議し、計画を改定する予定となっております。

以上で、旭川市雪対策基本計画の改定案に対する意見提出手続の結果についての報告を終わります。

次に、除排雪の状況等について御報告申し上げます。

資料をお配りしております。今年度の気象、除排雪の作業、雪堆積場の状況のほか、路面管理手法の検証及び除雪車の走行経路の公開の5点につきまして御報告させていただきます。

1つ目としまして、令和3年度の気象状況でございます。初雪は10月17日と、平年より2日、去年より18日早く観測されましたが、その後は、11月下旬にまとまった降雪があったものの、12月中旬までは比較的穏やかな気象状況でございました。その後、12月13日に30センチのまとまった降雪がありまして、その後も断続的に降雪はあるものの、1月11日までの降雪量は、過去10年の平均値と比較しますと約7割程度となっております。これまでは少雪傾向となっているところでございます。札幌管区気象台から12月24日に発表されました北海道地方3か月予報によりますと、今後の降雪量につきましては、平年並みからやや多め、気温につきましては高めに推移する予報となっているところでございます。

2つ目としまして、除雪及び排雪の作業状況でございます。

除雪作業状況といたしましては、1月11日時点で、車道除雪の全線出動回数が3回、歩道の全線除雪出動回数は5回となっているところでございます。

排雪作業状況としましては、12月20日から29日までに幹線道路は1回目の排雪作業を完了しており、生活幹線道路につきましては約4割を完了しております。今後の排雪予定につきましては、バス路線や学校周辺などを優先しながら、2回目の幹線道路、1回目の生活幹線道路の継続、1回目の生活道路の排雪作業を進めまして、生活道路の1回目の排雪作業を2月10日までに完了する予定となっておりますが、先週、1月15日までに幹線道路の2回目を約4割、生活幹線道路の1回目を約9割、生活道路の1回目を約4割完了したところでございます。

3点目といたしましては、雪堆積場の状況でございます。雪堆積場確保の状況といたしましては、10月当初には770万立方メートルを確保したところでございますが、昨年度の気象状況などを踏まえ、大雪でも対応可能となるよう、既存の河川敷堆積場の拡張やかさ上げについて河川管理者と協議し、12月上旬に約150万立方メートルの増となる920万立方メートルの搬入量を確保したところでございます。

また、市民開放雪堆積場の開設状況といたしましては、1月11日時点で河川敷堆積場を4か所、民活提案型堆積場を2か所、西部融雪槽の合計7か所を開設しております。

雪堆積場の搬入状況といたしましては、12月31日時点ではありますが、合計約60万立方メートルとなっているところでございまして、過去5か年平均値と比較いたしますと、5割程度の搬入状況となっているところでございます。

4つ目といたしまして、路面管理手法の検証でございます。今年度の取組といたしましては、統合した4地区ごとに1つのモデル地区を設定いたしまして、当該地区の圧雪厚を薄く管理することにより、ざくざく路面の抑制効果のほか、道路脇の雪山や幅員の状況などについて検証してまいります。検証作業方法につきましては、一般的な除雪作業のほか、定期的に圧雪路面を削る作業を実施することで、圧雪厚を10～15センチ程度で管理してまいります。

モデル地区の選定につきましては、地域住民の理解が不可欠でありますことから、町内会の意向のほか、路線の配置や幅員、除雪企業の作業効率を考慮し、決定しているところでございます。決定したモデル地区につきましては、永山・新旭川地区は永山3～4条15～16丁目、北星地区ほかは東鷹栖東1～3条1～6丁目、中央地区ほかは豊岡6～7条6丁目、神居・神楽地区ほかは神楽岡10～13条3丁目となっております。今シーズンは、1月1日から3月20日までの期間で作業を実施し、検証してまいります。

5つ目といたしまして、GPS端末を活用した除雪車の走行経路の公開についてでございます。本年1月5日からホームページ上で公開しておりますが、内容といたしましては、新たに降り積もった雪を除雪する車道の新雪除雪の情報となっております。今年度は、現在、試行的に運用している中央地区、神楽・緑が丘・西神楽地区、永山・新旭川地区、3地区の情報を公開しているところでございます。

表示方法といたしましては、ピンク色の除雪路線上に除雪車の走行経路が表示される内容で、走行経路は濃い青色から4時間ごとの時間の経過とともに薄い青色に、12時間以上経過すると黄色に変化いたします。およそ30分前に除雪車が走行した経路と、除雪車の位置を表示しております。表示情報は午後8時にリセットすることとしております。

以上、除排雪の状況等について御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ次に、除雪相談会についてに移りたいと思います。

この件につきましては、上村委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言をお願いしたいと思います。

○上村委員 おはようございます。

今ほども、幾つかの報告をいただいております。

雪対策に関しては、今年、例年になく緊張感を持って取り組んでいただいているものと思っておりますし、ちょうどこの数日、あるいは最近の降雪状況の中で、臨機応変な対応をいただけているものというふうにお聞きをしているところです。

幾つか報告をいただいておりますが、私がちょっと残念だったなということを先に申し上げておきたいと思います。今回、案件として除雪相談会を取り上げさせていただいたわけではありますが、昨年の暮れに開催されたということで、この案件も報告事項として取り上げていただきたかったなというのが本音であります。前回の常任委員会は、まだちょっと急だったかなと思って、この次かなと思いついて待っていたんですけども、特に、今回の常任委員会でも、当初の報告案件には入ってこなかったということをお聞きしておりますので、今年度が初めてとなる取組だということも含め、今後、可能性のある取組だというふうに私個人としては期待していたものですから、そのあたりを行政のほうから、しっかりと検証して報告をしていただきたかったなということを先にあえて申し上げて、幾つかの質疑をさせていただきたいというふうに思います。

期待していたということは何度も言いたいところではあるんですが、改めて、開催の目的について、担当部局としての見解を確認してから始めたいと思います。

○澤渡土木事業所長 令和2年度の除排雪業務におきましては、まとまった降雪や度重なる暖気など、様々な厳しい気象状況によりまして、市民からの除排雪に関する改善要望が、過去最大の1万1千件を超える数となるなど、様々な課題が明らかになったところでございます。こうした背景には、オペレーター不足や除雪企業の体力低下など、除排雪体制に係る課題のほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、各地区の除雪連絡協議会を縮小して開催せざるを得なかったこと、市民、除雪企業、行政の課題を共有する場が不足していたことも一因と考えております。

これらのことから、地域の方々と除排雪業務の課題を共有しながら、相互に理解を得ることで円

滑に業務を進めることを目的としまして、除雪相談会を開催したところでございます。

○上村委員 私もこの取組について、まずは評価をしたいというふうに思うんですが、今、目的を述べていただきました。私なりの期待、あるいはこの取組の意義として、続けて強調しておきたいのは、直接、住民あるいは住民組織、ここで言えば市民委員会、町内会という住民組織と、除排雪に関する行政組織が、意見のやり取りができるということ、そして、往々にしてこの問題は、降雪時期、しかもその降雪が著しく影響を与えた時期に、ここがこんなに大変なことになっているとか、こういう状況を何とかしてほしいとかということ、どうしてもそういう流れになりがちなんですけど、あえて本格的な降雪シーズンが始まる前に、直接、事業者の方とそうした情報の共有化ができるというのは、非常に意義のあることだと思いますし、お話を聞いていくと、大体、例年、同じような問題が、あるいは同じような場所で問題化するということがありますので、一定程度、状況が蓄積されていくということになっているというのが現状だと思います。そうした中で、毎年同じようなことを連絡するのではなくて、あらかじめ、ここではこんな問題が発生しているの、除雪シーズンを迎えるに当たって御配慮いただきたいというようなことを言えるということは、意義深いことだというふうに思っています。

次の質問にしたいと思うんですが、今年度が初めてということは繰り返し述べているとおりです。実際に、開催の実績と成果については、どのような認識を持っていらっしゃるのか、続けて伺います。

○澤渡土木事業所長 除雪相談会は、11月29日から12月3日にかけて市内9地区の公民館や除雪センターで開催しました。相談会には14名の方が参加され、交差点の雪山解消や除雪方法の改善を求める要望のほか、除排雪に関する町内会だよりを作成するため、除排雪の基準についての問合せなどがございました。

相談会は、今年度からの取組でありますので、参加人数はあまり多くありませんでしたが、これまでメールや電話で対応していた方と顔を合わせて面談して、詳しい話を聞いたことや、除排雪作業方法の改善要望などに関しまして具体的な内容が確認できるなど、課題の共有と解消の場として意義があったものと考えております。

○上村委員 この問題を取り上げるに当たりまして、私としては、来年度以降どうされるのかなということを明確に確認したいことと、あと、幾つか課題もあるのかなというふうに感じたものから、そうしたものについてどのように修正していくのか、あるいは工夫していくのかということを取り上げたいというふうに思っているところです。

それで、今、実績と成果ということでお伺いをしましたけど、大きく、まず、参加人数が少なかったなということが一つ、それから、課題の共有を具体的にどう図っていくのかということが、ちょっとまだ見えていないなど、私がですけれども、見えないなというふうに感じているところです。つまり、住民相談ということで、課題を提示されたわけですが、それがどんなふうに行政内部の中で活用されていくのか、あるいは蓄積されていくのか、ノウハウとして共有化されていくのかということについて、どんな取組が行われているのかということに対しての疑問ということがあります。

まずは、課題の共有化についてお尋ねいたします。例えば、相談内容というのは、今回14名の参加ということですから、絶対数が少し少ないのではないかなというふうに推察するわけでありま

すけれども、こうしたものは具体的にどのように課題として集約化されているのか、あるいは共有化されていくのか、今後、そうした取組、あるいは活用をどのように考えていくのかということについて続けて伺います。

○澤渡土木事業所長 今回、地域要望に係ります相談件数は14件でありました。これらは、中身的には電話やメールとか、ホームページでの問合せで日常的に受け付けている内容がほとんどであります。この相談内容につきましては、まず、相談簿を作成しており、除雪企業と内容を共有しております。今シーズンの除排雪作業の課題として改善に取り組んでまいります。

○上村委員 私も1会場に足を運ばせていただいたのですが、除雪企業の方も応対されたというか、相談内容についての受付の席にいらっしゃっていたように記憶しています。そういう体制だったのかなというふうにも理解していたんですけど、今の点、相談簿を作ったということでありました。相談簿の前に、場所によって違うのかもしれませんが、現実的に、除雪企業の方も相談に対応していただいていた、実際にお答えいただく立場でお話を聞いていただいていたようにも見受けられましたので、それが、さらには相談簿という形に残るという状況でまとめられた、それを共有して活用していくということを今おっしゃったのかなというふうに思います。

私がお聞きしたいのは、さらにその先の話というか、相談簿というのは、基本的にはその一相談事項を明文化したものというふうには受け止められるんですけど、私がお聞きしたいのは、そういう形で入ってきた情報を、その箇所、その案件については、正確に明文化して対応していくというのは必要最低限の取組かなというふうに感じるわけですけども、こうして入手した情報を、何て言いましょう、例えば、同じような案件がないのかということも含めて、いわゆるFAQのような形で、よくある質問みたいな形、あるいはよくある問合せ事項のような形でまとめて、それをあらかじめ情報公開するという取組が実際にあるかと思います。そうしたような形で情報の共有化を図る、簡単に言うと、市民向けに、こんな相談をいただきましたよとか、こんな指摘をもらっていますよ、それに対しては今後このように対応していきますよというようなことをあらかじめ行政側からも情報を発信するとか、あるいは、内部の取組として、これは相談簿の積み上げなのかもしれませんが、こうした情報が入ってきているよということを相談をいただいている地域に対しても内部で共有をしておくことで、より住民への除雪サービスの向上につながる、先取りすることができる可能性があるのではないかという意味で、共有化することができないだろうかということなど、いろいろといただいた情報を工夫していく、あるいは活用していく余地というのは、一定程度、初めての取組ということもありますし、可能性はいろいろあるのではないかというふうに考えるところです。こうしたことについて、もう一歩前に進んでいく可能性を検討していただきたいなというふうに思うのですが、これについては最後の部分で、今後どうしていくんだろうということについてまとめてお聞きしたいと思いますので、もう一度お答えいただきたいというふうに思います。

次に、人数ですね。先ほどの答弁でも14名の方が参加されたということが述べられました。開催箇所は9か所でしょうかね。最近、こういう事態が続いてしまうわけですが、やはり、絶対数としては明らかに少ないなという印象は持ちました。私が参加した場所も、私を含めて3名だったかな。非常に少ない。こういう企画に対して、たくさん参加してくれればいいのかどうかということも、実際の論点として考慮すべき余地はありますし、ただ単純に参加人数を稼ぐことが目的なのかということ、必ずしもそうではないというふうには思うのですが、やはり周知に問題があったので

はないか、あるいは改善の余地があるのではないかとこのころは感じたところです。

改めまして、開催周知がどうであったのかということ、それから、行政として、この参加者の人数に対してどう捉えているのか、あわせて、課題認識をどう持っているのかということをもとめてお聞きしたいと思います。

○澤渡土木事業所長 除雪相談会の開催目的などにつきましては、市内9地区の除雪連絡協議会でお知らせしております。また、本市のホームページにも掲載しております。各支所や公民館などにも案内文を置いてありますし、各報道機関へ掲載を依頼しておりますが、今回は残念ながら記事が掲載されませんでした。

相談会の参加対象者としましては、町内会に加入されていない方を含めた全市民を対象としておりますが、今回参加された人数は、9地区の合計で14名でありまして、参加者が一名も来られなかった地区もありますことから、周知方法を工夫する必要があると感じております。

○上村委員 周知方法の工夫については、ぜひ、大きな課題として捉えていただきたいと思っています。と言いますのは、繰り返しで恐縮ですが、9地区で14名、それから一名も来られなかった会場もあるということは、やはりこれは開催の意義、あるいは取組としては、大きく受け止めるべきところだというふうに思います。

それから、中段で、新聞報道が残念ながらかなわなかったという言及もありました。本来は、そうした周知もやる予定だったんだけど、これは相手方もあることですから、必ずしも思いどおりにならないということかもしれませんが、記事の掲載が見送られたということがあったようです。ただ、例えば、じゃ、なぜこれが掲載されなかったのかということなんかも含めて、来年どうするのかというのはまだ時間があることでありますけれども、基本的には掲載されるべきものだと思いますし、それを望む必要があると私は思うんです。それが、どの角度から考えても不可能なのか、今年度見送られた理由は何だったのかということも含めて、そのあたりの課題がどこまで検証されているのか、これからなのかもしれないけれども、そうしたことまでの言及がなかったところを、逆に私はその程度の押さえでいいのかなというふうに感じましたので、そのことは述べておきたいと思えますし、できましたら、有料広告ではなくて、パブリックな、公的な情報提供として、報道機関、新聞社の活用なんかをさらに効果的に検討していただきたいなというふうに思ったところでもあります。

結論に入っていきたいと思うんですが、今年度の取組は、大きく踏み出していただいたものと私は思っていますので、ぜひ、簡単に諦めてほしくないなというのは、あえて申し上げたいことです。シーズンが始まっていますけども、ぜひ、こうした取組は、一定程度の期間、検証、試行していただきたいというふうに思うわけですが、ちょっと気が早いのですが、来年度以降、どのような予定を持っていらっしゃるのか、また、続けていただけるのかどうか、ぜひお聞きしたいと思いますし、開催に当たっての工夫ということで、先ほどの情報の集約、共有化の取組をどこまで広げられそうなのか、そこに可能性を持っていらっしゃるのかということが一つ。それから、開催周知という意味で、今、新聞報道の再検証の話もしましたが、私は、例えばですけれども、町内会長さん宛てに参加を呼びかけるというような手法を取ってはどうかと思いますので、ぜひここで具体的に御提案を申し上げたいと思えます。私も短い経験の中で町内のいろんな話を伺っていくと、やはり、雪の問題も町内会長さんに届いてくるという状況は、傾向としては少なからずあるなということを感じ

じています。それは恐らく、町内会長さんが除雪連絡協議会への参加だとか、除雪業者さんだとか、多少、この除雪という仕組みにつながっているからこそ、そこに対して内部の情報が集まってくるということがあるのかなと思います。何より、そこに意義を見いだしたいのは、町内会長さん宛ての案内あるいは周知であれば、ある程度ターゲットの数が絞られるということ、町内会の数は1千200だったかな、一定程度ターゲットというか、対象者が明確に見えてくるということでありませう。そうした形で広報していくということに一つの効果を見いだしたいと思いますが、いかがでしょうか。とはいえ、あまり町内会長さんが除雪を全て担当するみたいな形になってくると、それでも成り手不足で困っている中で、またさらに敬遠を招くというリスクが発生すると思います。ですから、このあたりは、変な形で行政側から町内会長さんにプレッシャーを集中させることはうまく控えていく必要もあるのかなというふうに思いますので、例えばですけれども、決して町内会長さんに限るものではないと、代理の方の出席を積極的に勧奨していくというか、お勧めしていくような形で、参加の周知を行うことも必要ではないかなと、私個人的には感じるところです。

こうした手法については、今後、時間もありますので、どうすべきかということをお考えいただければありがたいというふうに思いますけれども、例えばそういうような形で、開催周知の考え方を根本的に計画するというか、企画するというか、工夫をしていくという余地もあるのかなというふうに思いますし、全方向的に、いわゆる空中戦といいますか、誰もが見て、誰もが参加を呼びかけるようなやり方というのは、なかなか難しい部分もあろうかというふうに思いますので、特に今回は、聞きに来てくださいということよりも、持ってきてくださいということですよ、問題を。ですので、単純な参加意識ではなくて、一定程度かなり明確な参加意識であり、ともに解決していくパートナーといいますか、そうした意識のある方に来ていただくような企画だと私は思っていますので、ぜひ、今後、この除雪相談会を育て上げていっていただきたいというふうに思います。

この点についての見解をまとめて伺えたらというふうに思います。

〇幾原土木部雪対策担当部長 除雪相談会につきましては、委員の御指摘のとおり、周知方法や参加人数などの課題がございまして、開催時期を含めた工夫が必要であると認識しているところでございます。

除雪相談会の参加人数が多くなかった要因の一つといたしましては、各地区除雪連絡協議会終了後に町内会の個別要望も受け付けておりますことや、市民委員会や町内会単位で説明する場もあるためと考えているところでございますが、今年度、初めての取組でございましたので、今後、様々な情報ソースを活用しながら、より一層、市民の皆さんへの浸透を図る必要があるものと受け止めているところでございます。

来年度の周知方法につきましては、各地区の除雪連絡協議会開催時に、除雪相談会の日時や開催場所を記載したリーフレットを配付し、町内会で回覧していただくことなど、紙ベースの周知方法も活用しながら、インターネットやデジタルサイネージといったものも含めまして、効率的かつ効果的な周知方法の工夫に努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、市内でも地区によっては降雪量、道路配置、沿道特性など、一様ではない状況にございまして、それぞれの地域特有の課題もあるため、除排雪シーズンを通して、町内会長をはじめ、市民の皆さんと除雪センター、市の担当者が課題を共有して対応していくことは、大変重要なものであると考えておりまして、少しでも市民の皆さんが安心して冬を過ごすことができま

すよう、また、市民の皆さんの満足度の上昇につながるよう、除雪連絡協議会や除雪相談会などの場で、除排雪作業の基準や方法、またルールやマナーについて、様々な情報ソースにより広く周知しまして、多くの市民の皆様理解していただけるよう、来年度以降も取り組んでまいりたいと考えております。

○上村委員 御答弁ありがとうございました。

先ほど報告いただきましたけれども、この間、様々な取組や改善を果たしていただけてきておりますし、ようやくGPSを活用した除雪情報の公開についても、シーズンに入って早々に予定内容をお示しいただきました。こうした取組も予定どおり、そして予定よりは少し早いといえますか、迅速に対応していただいている状況なのかなというふうに受け止めております。

除雪相談会の今後ということで質疑をさせていただきましたけれども、できる工夫をしていただきまして、ぜひ、内容、その質を高めていただきたいというふうに思います。

せっかく答弁いただいた上で申し上げるのもちょっと恐縮でありますけれども、初めての取組、初めての開催だったので、なかなか周知が難しく、参加人数が少なかったというふうには、できれば整理していただきたくないなというところもありますし、むしろ初めてだからこそどう引きつけられるのか、逆にそういう結果を導き出すことは十分に可能だと思いますし、初めてだからこそどこまでできたのかという視点で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、相談件数が必ずしも多くなかったようにもちょっと聞こえましたが、繰り返しになりますけれども、初めてこういう正式な機会を得たからこそ、逆にいろんな方々にも、今回は参加していただくチャンスはあったというふうにも思えるんです。そうした部分で、どういうところまで周知するかを広げるきっかけになったのかなということも、ぜひ、今後において検討していただけたらなというふうに思います。

いずれにしても、初めてということで、来年度以降、本年度の振り返りを含めて、いろんな取組の精度が上がっていくこと、それによって住民福祉の向上がより高いレベルで果たされていくことを私も期待していますので、ぜひ御尽力をいただきたいということを最後にお願い申し上げまして、この項目についての質疑を終わりにしたいと思います。

○まじま委員長 他に委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時08分